

津市波瀬太陽光発電所造成事業に係る環境影響評価準備書に対する三重県知事意見

(総括的事項)

- 1 本事業は、事業実施区域の周囲が開発されるなか、残された里山の森林を伐採して土地を改変し、太陽光発電施設の用地を造成するものである。本事業の実施区域及びその周辺では、数多くの動植物が生息しており、特に絶滅危惧種のサシバの営巣が3ヵ所で確認されていることから、本事業の実施により地域の生態系、生物多様性へ影響を及ぼすことが考えられる。
太陽光発電は地球温暖化対策を推進するための再生可能エネルギーとして位置付けられているところであるが、森林を伐採することで失われる二酸化炭素吸収量を含め、自然環境を犠牲にしてもなお事業を実施する必要があることを示すとともに、可能な限り森林を残置する等、改変区域の縮小を含めた最大限の環境保全措置を講ずること。
- 2 事業の実施にあたっては、資源エネルギー庁の「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」や、「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」に基づき、自治体や地域住民と十分なコミュニケーションを図ること。
- 3 事業の実施にあたっては、環境保全対策に関する最新の知見を考慮するとともに、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。
- 4 評価書の作成までに、詳細な工事内容及び施設概要が明らかとなり、予測、評価及び環境保全措置に変更を生じる場合は、それら工事内容等を反映した評価書を作成すること。

(個別的事項)

1 大気質、騒音、振動

工事用車両等は、最新の排出ガス基準に適合したもので、低騒音、低振動型の車両を優先的に使用し、周辺環境への影響を最小限にするよう努めること。

2 騒音、振動

- (1) パワーコンディショナー等の設備機器は低騒音型の機器を使用するとともに、民家からの距離を確保する等、周辺環境への影響を最小限にするよう努めること。
- (2) 発破に伴う騒音、振動について、最大限の対策を講ずること。特に、近隣住民には前もって発破実施日時を周知すること。

3 水質、地下水

近年の豪雨災害の発生状況をふまえ、大規模出水時に洪水等が発生しないよう、調整池の容量を十分確保するとともに、調整池の堆砂状況を定期的に確認し、必要に応じてしゅんせつを行う等、適切に管理すること。

4 地形、地質

土地の造成工事に伴い、事業実施区域内で貴重な化石等が発見される可能性があることから、工事関係者に対して事前に保全に関する教育を実施するとともに、出土した場合は調査を実施する機会を設けること。また、化石を含む地層断面の観察が可能な切土法面を保全できる場合は、環境学習の場として活用できるよう検討すること。

5 陸生動物、陸生植物、水生生物、生態系

- (1) 事業実施区域及びその周辺で絶滅危惧種であるホトケドジョウ等の存在が確認されているため、学識経験者等からの専門的見地による助言をふまえて環境保全措置を検討するとともに、移植する際には移植先の環境収容力に十分配慮して行うこと。
- (2) 森林の伐採は周囲の水環境や生物多様性へ大きな影響を与えるため、その影響を可能な限り回避・低減することを検討したうえで、森林や草地のまま改変せずに残す場所が極力大きくなるよう事業計画を検討すること。また、森林の伐採と造成工事に伴う地下水の水位、流動の変化が考えられるため、事業実施区域周辺の湿潤環境を可能な限り保全できるよう、必要な措置を検討するとともに、事後調査においてその保全状況を確認すること。

6 生態系

- (1) 本事業の実施区域及びその周辺で複数のサシバの営巣が確認されていることから、「サシバの保護の進め方」（環境省）を参考に営巣中心域の開発を回避するとともに、サシバの生息状況に精通した専門家等からの助言をふまえ、適切な環境保全措置を講ずること。
- (2) サシバの評価に用いた餌資源量調査において、計算に反映すべき植生の影響や、餌動物の種類が季節で変化する影響、共通の餌資源を利用する他の生物の影響が考慮されていないこと等により、改変後の餌資源量が過大に評価されているおそれがある。このことから、可能な限り実態に即した解析を行ったうえで予測及び評価を実施すること。予測の結果、サシバ3ペアの生息環境に対する影響が大きい場合や、予測結果に不確実性を伴うと認められる場合は、「サシバの保護の進め方」（環境省）に基づき、営巣木から概ね500m以内である「高利用域」に影響を及ぼすことを極力回避できるよう、必要な環境保全措置を講ずること。
なお、環境保全措置は回避、低減を優先して検討し、それらが不可能な場合は代償措置を講ずること。
- (3) 典型性の注目種として、現地の植生をふまえ、現存量や専有面積の大きい植物群落を選定して予測及び評価を行うこと。

7 その他

森林を伐採し、ソーラーパネルを設置することで気温の上昇が懸念されるため、事業実施区域及びその周辺において、気温の事後調査を実施するとともに、気温の上昇が認められた場合は、現地の状況に応じた対策を十分検討すること。